

庁保険発第 1225003 号  
平成 20 年 12 月 25 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長  
(公印省略)

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の訂正について

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録(約6万9千件)のうち年金受給者に係る記録(約2万件)については、本年10月16日から、社会保険事務所職員による戸別訪問を開始し、ご本人に記録を確認していただいているところである。

この戸別訪問による記録の確認等を契機として、不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある事案の記録の訂正については、できるだけ社会保険事務所段階において行うことができるようにする方向で検討を進めてきたところであるが、今般、「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の訂正について」(平成20年12月17日年金記録確認中央第三者委員会決定)(別添1参照)を踏まえ、一定の厚生年金保険に係る申立ての場合については、処理の迅速化を図るため、年金記録確認第三者委員会(以下「第三者委員会」という。)に送付することなく、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととし、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、これに伴い、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」(平成19年8月9日総務省行政評価局行政相談課長及び社会保険庁運営部年金保険課長決定。以下「細則」という。)の一部を改正することとしているので、追って連絡する。

## 記

### 1 趣旨

国民年金に係る申立ての場合については、申立内容に対応する確定申告書の控えがある場合など、既にあっせん事案の蓄積があり、社会保険事務所において定型的に判断できるものについて、本年4月から、第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行っているところであるが、一定の厚生年金保険に係る申立ての場合についても、同様の方法で記録訂正を行うこととするものである。

## 2 対象事案

(1) 厚生年金保険に係る申立てであって、以下の①又は②のいずれかに該当する事案（別添2参照）については、(2)に該当する場合を除き、第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行う。

① 給与明細書その他により申立内容に対応する給与実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（以下「全喪日」という。）以後に、遡及して申立人の標準報酬月額記録が訂正されている事案であること。

② 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、以下のいずれかの処理が行われている事案であること。

ア 遡及して申立人の資格喪失日の記録が訂正されているもの

イ 遡及して申立人の資格喪失日の記録が入力されているもの

ウ 全喪日の記録が申立人の資格取得日よりも前の日に遡及して訂正されたことに伴い、申立人の被保険者記録がすべて取り消されているもの

(2) 申立ての内容が以下のいずれかに該当する場合にあっては、通常の手続に従って、第三者委員会に送付すること。

① 申立人が当該法人の役員（事業主を含む。）であった場合

② 上記(1)①又は②のいずれにも該当しない場合

③ 上記(1)①又は②のいずれかに該当するが、標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理等が事実在即したものである可能性が確認できる場合

(例)

- ・ 社会保険庁の原簿等で標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理等の具体的な理由が確認できる場合
- ・ 記録の訂正処理や入力処理が事実在即したものであることを事業主等が主張している場合
- ・ 事業主から標準報酬月額算定基礎届が提出されず、保険者算定により標準報酬月額に係る定時決定を行ったが、事後的に当該決定が事実在即していないことが判明し、遡及訂正したことが確認できる場合 等

④ 上記(1)①又は②のいずれかに該当するが、事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたことが確認できる場合

⑤ 上記(1)①又は②のいずれかに該当するが、申立期間の中に上記(1)①又は②に該当しない期間が含まれている場合

⑥ 上記(1)②に該当するが、雇用保険の記録、給与明細書等から定型的に資格喪失日を認定することができない場合

(3) 上記(1)又は(2)の取扱いについて疑義が生じた場合には、本庁年金保険課へ照会すること。

### 3 記録訂正の方法

#### (1) 必要書類等の収集

社会保険事務所は、細則に基づき、「年金記録に係る確認申立書」（「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録のうち年金受給者に係るものへの対応について」（平成20年10月15日付け庁保険発第1015001号社会保険庁運営部年金保険課長通知）に基づき受け付けたものを含む。以下「確認申立書」という。）について、必要な書類等を収集すること。

#### (2) 記録訂正

社会保険事務所は、申立人から提出された確認申立書に基づき、上記2(1)の要件に該当するか否かを確認し、要件に該当することが確認できた場合には、記録の訂正を行うこと。その際、年金受給権者については、記録を訂正した場合の年金額の試算を行い、本人から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の訂正を行うこと。

#### (3) 申立ての取下げ

社会保険事務所において記録訂正を行った事案に係る第三者委員会への申立てについては、記録訂正を行った日をもって取り下げられたものとして取り扱うこと。

(4) 上記(2)の記録訂正が行われた場合又は第三者委員会により同様の記録訂正が行われた場合、同一事業所の同僚の申立てについては、「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」（平成20年9月19日付け庁保険発第0919001号社会保険庁運営部年金保険課長通知）に準じて記録訂正を行うこと。

(5) 上記2(1)の要件に該当するか否かにかかわらず、社会保険事務所において事実即した処理でなかったことが確認できた場合には、記録の訂正を行うこと。第三者委員会に転送済みの事案についても同様であること。

### 4 今回の記録訂正が適用される事案

今回の記録訂正は、本日時点において未だ第三者委員会に転送していない事案から適用すること。なお、既に第三者委員会に転送済みの事案であっても、当該第三者委員会から今回の記録訂正の対象となり得ると判断するもの（上記3(4)の同一事業所の同僚の申立てに係る事案も含む。）として、社会保険事務局を通じて、関係社会保険事務所に返送された場合にも、同様に適用すること。

### 5 報告

社会保険事務局は、管内の社会保険事務所において、上記3(2)により記録訂正を行った場合は、取下件数として本庁年金保険課へ報告すること（当該報告は同課から年金記録確認中央第三者委員会事務室にも報告される。）。

## ◇厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録の訂正について

平成20年12月17日  
年金記録確認中央第三者委員会

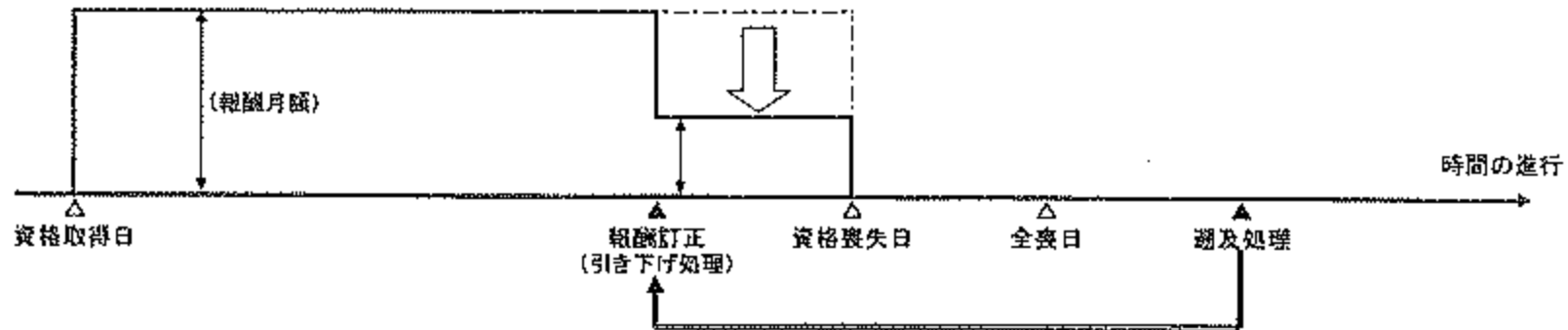
社会保険庁においては、これまでのあっせん事案を踏まえ、下記の厚生年金に係る申立ての場合については、処理の迅速化を図るために、本年12月中速やかに、年金記録確認第三者委員会送付前に社会保険事務所段階において年金記録の職権訂正（職権訂正後は、申立を取り下げてくださいことにより処理）を開始するよう期待する。

## 記

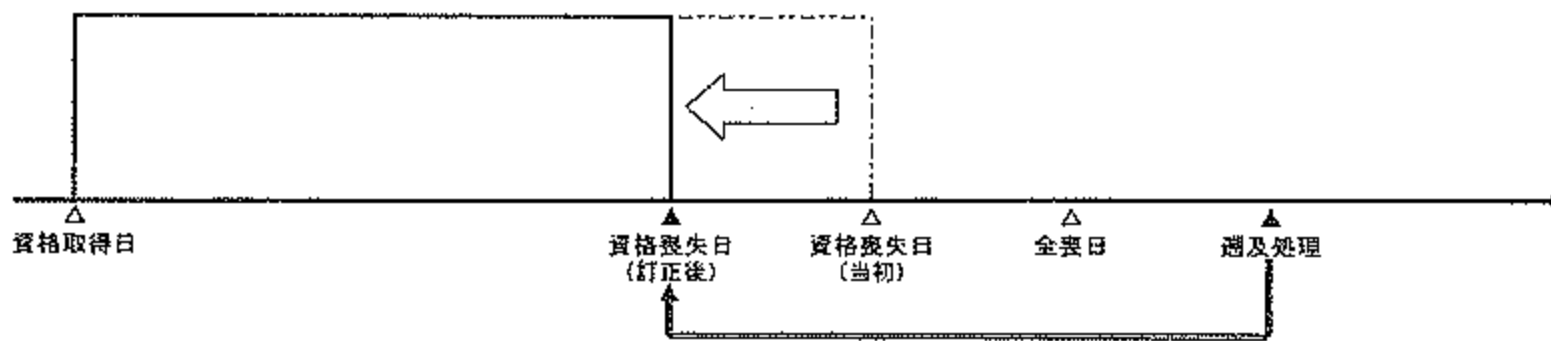
- (1) 申立人（法人の役員を除く。）の事案が、以下の①又は②に該当する場合（下記(2)③～⑥に該当する場合を除く。）には、第三者委員会に申立てをしていただくものの、同委員会に送付せず、社会保険事務所段階において記録の訂正を行う。
- ① 申立内容に対応する給与実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（以下「全喪日」という。）以後に、遡及して申立人の標準報酬月額記録が訂正されている場合
  - ② 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、
    - ア 遡及して申立人の資格喪失日の記録が訂正されている場合
    - イ 遡及して申立人の資格喪失日の記録が入力されている場合
    - ウ 全喪日の記録が申立人の資格取得日よりも前の日に遡及して訂正されたことに伴い、申立人の被保険者記録が取り消されている場合
- (2) 申立人の事案が、以下のいずれかの場合に該当するときには、通常の手続に従って、第三者委員会に送付する。
- ① 申立人が法人の役員である場合
  - ② 上記(1)の①又は②のいずれにも該当しない場合
  - ③ 上記(1)の①又は②に該当するが、以下の例のように標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理が事実即したものである可能性が確認できる場合
- (例)
- ◇社会保険庁の原簿等で標準月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理の具体的な理由が確認できる場合
  - ◇処理が事案に即したものであることを事業主等が主張している場合
  - ◇事業主から算定基礎届が提出されず、保険者決定により標準報酬月額に係る定時決定を行ったが、事後的に当該決定が事実即していないことが判明して、遡及訂正したことが確認できる場合 等
  - ④ 上記(1)の①又は②に該当するが、事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたことが確認できる場合
  - ⑤ 上記(1)の①又は②に該当するが、申立期間の中に上記(1)の①又は②に該当しない期間が含まれている場合
  - ⑥ 上記(1)の②に該当するが、雇用保険の記録、給与明細書等から定型的に資格喪失日を認定することができない場合
- (3) 上記(1)により記録の訂正が行われた場合、同一事業所の同僚の申立てについては、「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」（平成20年9月19日付け庁保険発第0919001号）に準じて対応する。

対象事案のイメージ図

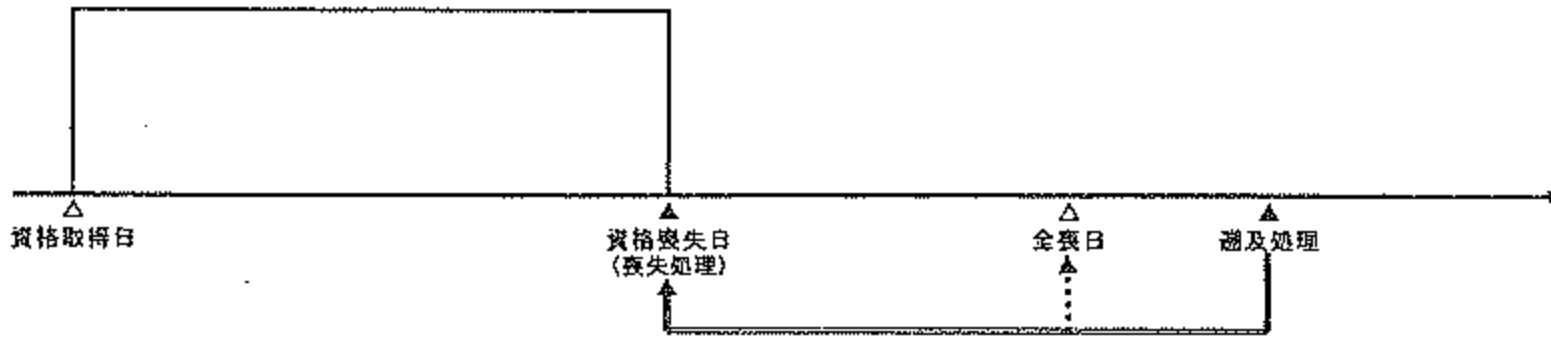
- ① 給与明細書その他により申立内容に対応する給与実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、遡及して申立人の標準報酬月額が訂正されている場合



- ② ア 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、遡及して申立人の資格喪失日の記録が訂正されている場合



- ② イ 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、遡及して申立人の資格喪失日の記録が入力されている場合



- ② ウ 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、全喪日の記録が申立人の資格取得日よりも前の日に遡及して訂正されたことに伴い、申立人の被保険者記録が取り消されている場合

